

令和7年度 第1回
静岡市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和7年6月6日(金)
19時15分～21時00分
会場：城東保健福祉エリア
複合棟3階 第1・2研修室

- 1 開 会
- 2 保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課長挨拶
- 3 地域包括支援センター運営協議会委員の紹介
- 4 会長選出・挨拶
- 5 副会長選出
- 6 各区運営部会委員 選出(資料①)
- 7 地域包括支援センターと運営協議会の役割等について(資料1)
- 8 報告事項
 - (1) 令和6年度地域包括支援センター運営状況報告及び事業報告(資料2)
 - (2) 令和7年度地域包括支援センターの事業計画等に係るヒアリング結果について(資料3)
 - (3) 令和7年度地域包括支援センター運営協議会等の予定について(資料②)
- 9 その他
- 10 閉会

資料No.	当日配布資料一覧
-	次第・運営協議会委員名簿・席次
①	令和7年度各区地域包括支援センター運営部会委員案
②	令和7年度地域包括支援センター運営協議会等の予定
-	(城東・井川差し替え分)参考資料1 各圏域の状況と活動実績
-	静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
-	令和7年度静岡市の介護保険
-	静岡市地域包括支援センター紹介パンフレット・チラシ
資料No.	事前送付資料一覧
1	地域包括支援センターと運営協議会の役割等
2	令和6年度地域包括支援センター運営状況報告書
3	令和7年度地域包括支援センター事業計画等に係るヒアリング結果について
参考資料1	令和6年度各圏域の状況と地域包括支援センター別活動実績
参考資料2	令和6年度地域包括支援センター事業計画書・事業報告書
参考資料3	令和7年度地域包括支援センター事業計画書
参考資料4	令和7年度地域包括支援センター部会シート

資料1

地域包括支援センターと 運営協議会等の役割等について

静岡市地域包括支援センターと運営協議会の役割等について

I 地域包括支援センターの設置目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)

II 地域包括支援センターの設置主体

地域包括支援センターは、市町村が設置できる。また包括的支援事業の実施の委託を受けた者もセンターを設置できる。委託を受けることができるものは、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人。

⇒静岡市は全ての地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの長期継続契約
(安西番町地域包括支援センターのみ令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

III 地域包括支援センターの運営体制

静岡市は、日常生活圏域を 30 圏域に分け、井川窓口を除く 29 圏域に地域包括支援センターを設置。井川、由比に窓口を設置。

⇒参照 静岡市の日常生活圏域の設定

本市では、徒歩あるいは自転車で動ける範囲として小学校区相当、地区社会福祉協議会程度の生活単位を「基本日常生活圏域」とし、実際に日常生活を送るエリアとしては、自転車で動ける範囲として、2～3の「基本日常生活圏域」を含めた「日常生活圏域」を設定している。

⇒参照 静岡市地域包括支援センター一覧

また、令和 6 年 4 月より、社会福祉法第 106 条の 4 から 11 に規定される重層的支援体制整備事業が開始され、地域包括支援センターの運営もこの重層的支援体制整備事業に位置づけられている。

⇒参照 重層的支援体制整備事業説明

なお、地域包括ケア推進課地域支援係にセンターを総括する基幹的機能を設置し、センター主催の地域ケア会議等の後方支援、関係団体等との連携、その他センター間の総合調整等の業務を実施。

IV 地域包括支援センターの事業内容

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

- ア 初期段階での相談対応
- イ 継続的・専門的相談支援を適切に行う
- ウ その実施にあたって必要となるネットワーク構築とその活用

(2) 権利擁護業務

- ア 成年後見制度の活用促進
- イ 老人福祉施設等への措置の支援
- ウ 高齢者虐待への対応
- エ 困難事例への対応
- オ 消費者被害の防止

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地域の介護支援専門員に対する個別支援を適切に行う
- イ 地域の包括的・継続的なケアを可能にするための体制づくりを適切に行う
 - (ア) 地域ケア会議等（地域の関係者が参加し地域包括支援センター主催の会議）を開催する
 - (イ) 介護支援専門員と関係機関との連携を支援する
 - (ウ) 地域にあるインフォーマルサービスの情報管理をする

(4) 介護予防ケアマネジメント支援業務

- ア 要支援者および事業対象者に関する介護予防ケアマネジメント業務
 - (ア) 介護保険サービス利用を希望する相談者に基本チェックリストを実施し、簡便にサービスにつなげる
 - (イ) 介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントを行う
 - (ウ) 事業対象者への継続支援を実施する

(5) 静岡型地域包括ケアシステムの構築にかかる事業

- ア 在宅医療・介護連携推進事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 認知症総合支援事業

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

3 地域ケア会議の実施

- (1) 支援困難事例等の解決・見守り・支援方法などの協議のための個別地域ケア会議
- (2) 介護予防に資する自立支援・重度化防止にかかる個別地域ケア会議

- (3) 地域課題の発見・解決策の検討および圏域内の関係者間のネットワークの構築等に資する圏域地域ケア会議

4 指定介護予防支援事業

V 職員の配置等

1 センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として次の職種を置く。

- ①保健師（準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者）
- ②社会福祉士
- ③主任介護支援専門員

2 センターの職員の員数

第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれ各1人とされている。

（介護保険施行規則第140条の66第1号イ）

※静岡市地域包括支援センター配置人員基準

高齢者人口（人）	標準配置人員	
	標準人員（人）	追加人員（人）
～2,999	3	—
3,000～5,999	3	1
6,000～7,999	4	1
8,000～9,999	5	1
10,000～11,999	6	1
12,000～13,999	7	1

⇒参照 静岡市地域包括支援センター一覧

VI 地域包括支援センター運営協議会

1 目的

地域包括支援センターは、市長村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている。

（介護保険法施行規則第140条66第2号ロ）

地域包括支援センターの運営を地域の関係者で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場として、市町村に地域包括支援センター運営協議会が設置される。

2 所掌事務

- (1) センターの設置等に関する事
- (2) センターの行う業務の方針に関する事
- (3) センターの運営に関する事
- (4) センターの職員の確保に関する事
- (5) その他地域包括ケアに関する事

3 構成

- (1) 地域包括支援センター運営協議会は、15名の委員で構成する。
- (2) 臨時委員9名を加え、8名による静岡市〇〇区地域包括支援センター運営部会を設置する。

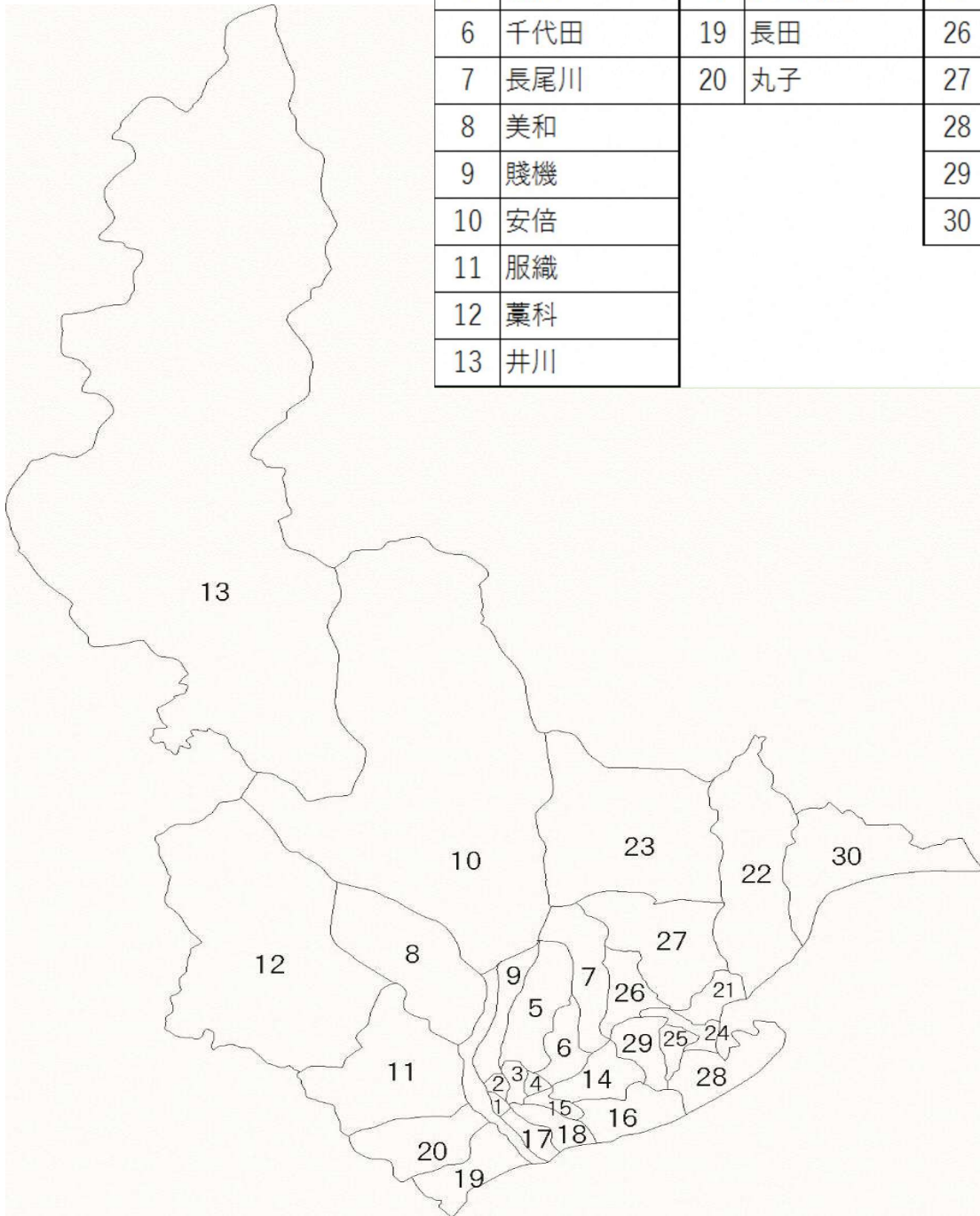
⇒参照 静岡市附属機関設置条例

4 開催予定

- (1) 地域包括支援センター運営協議会 年3回
- (2) 地域包括支援センター運営部会 年2回

静岡市日常生活圏域

1	城西	14	小鹿豊田	21	港北
2	安西番町	15	八幡山	22	興津川
3	城東	16	大谷久能	23	両河内
4	伝馬町横内	17	大里中島	24	港南
5	城北	18	大里高松	25	岡船越
6	千代田	19	長田	26	高部
7	長尾川	20	丸子	27	飯田庵原
8	美和			28	松原
9	賤機			29	有度
10	安倍			30	蒲原由比
11	服織				
12	藁科				
13	井川				



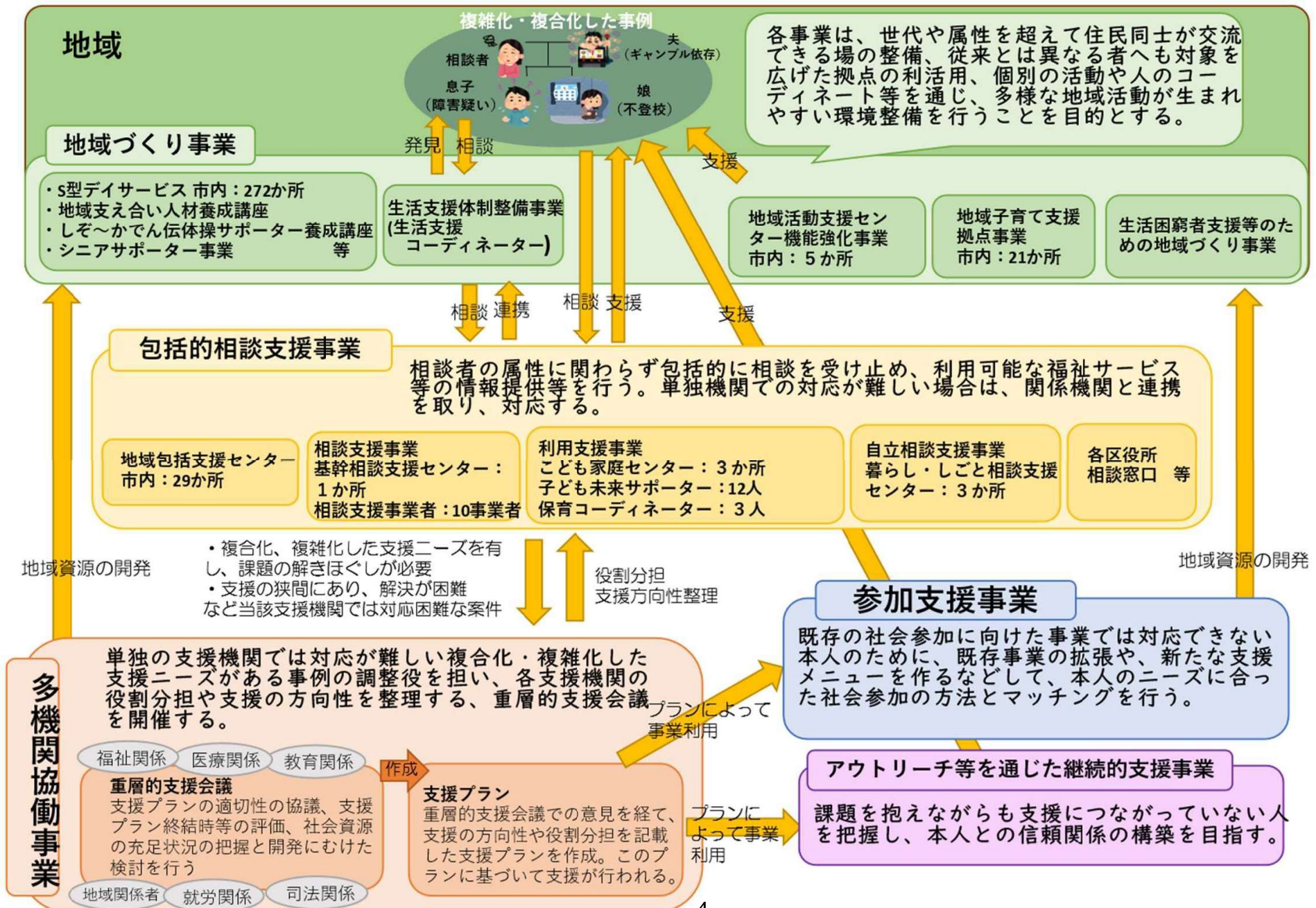
出典：H30年3月発行「静岡市健康長寿のまちづくり計画」

静岡市 地域包括支援センター(愛称:まるけあ)一覧

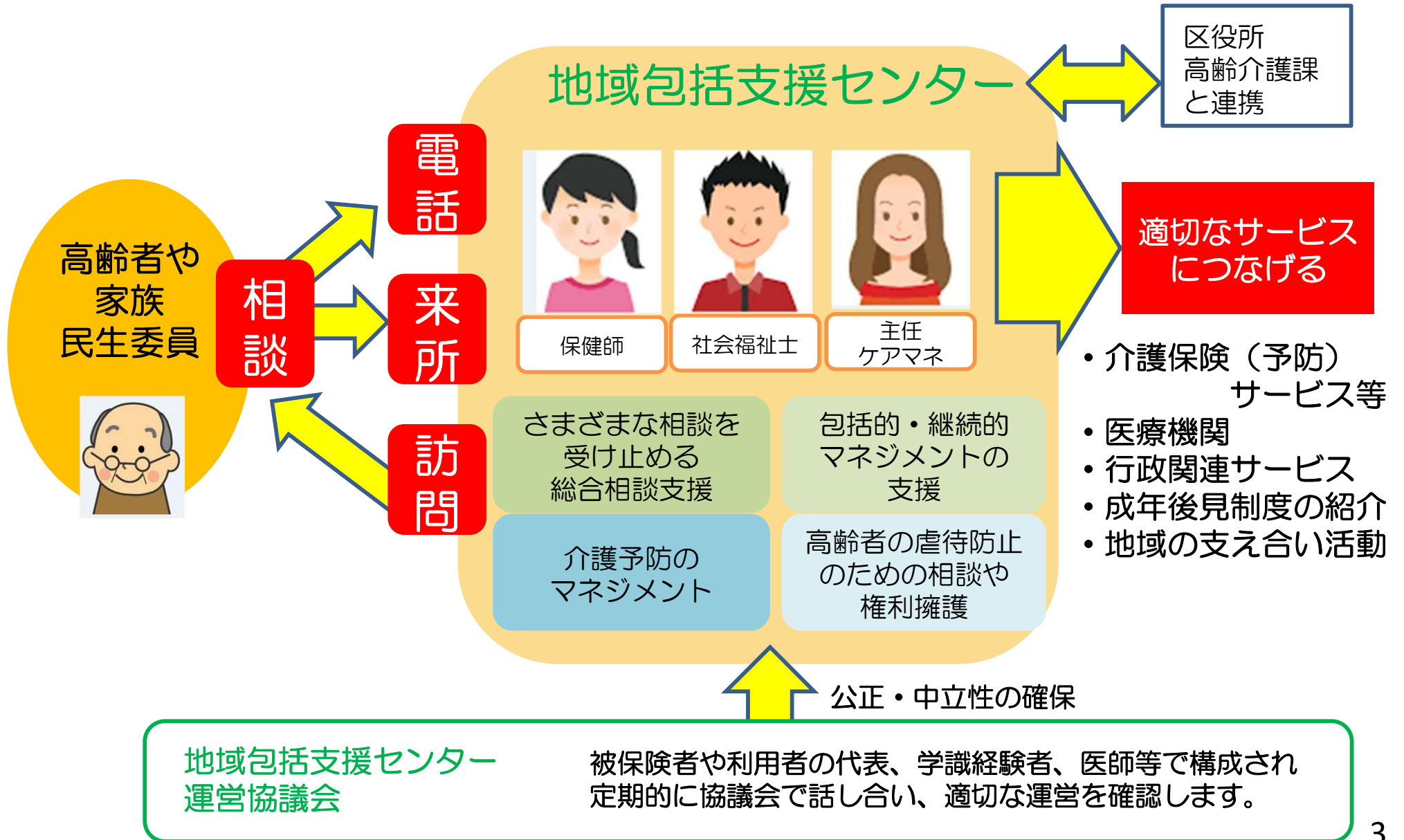
令和7年4月現在

地域包括支援センター名		愛称	所在地 (設置場所)	電話番号 (054)	FAX番号 (054)	主な対象区域	職員数	
葵区	1	じょうさい 城西	まるけあ城西	葵区駒形通四丁目11-15	204-3335	204-3336	駒形、新通、田町	5
	2	あんざい 安西番町	まるけあ安西番町	葵区安西三丁目20	204-2626	204-2627	安西、番町	5
	3	じょうとう 城東	まるけあ城東	葵区安東二丁目13-1	295-9993	295-9773	葵、安東	5.3
		いかわ 井川		葵区井川1133-2(静岡市井川高齢者生活福祉センター内)※窓口機能のみ	260-2227	260-2228	井川	
	4	てんまち 伝馬町横内	まるけあ伝馬町横内	葵区音羽町7-18 KGMビル103号室	207-8111	207-8112	伝馬町、横内	5
	5	じょうほく 城北	まるけあ城北	葵区竜南二丁目1-38	292-6450	292-6280	麻機、竜南、城北	7
	6	ちよだ 千代田	まるけあ千代田	葵区沓谷六丁目20-1 ル・シエル101	207-8602	207-8603	千代田、千代田東	6
	7	ながおがわ 長尾川	まるけあ長尾川	葵区瀬名一丁目16-8 ロジュマン21 1-A号室	265-9511	265-9512	北沼上、西奈、西奈南	6
	8	みわ 美和	まるけあ美和	葵区与左衛門新田74-6(楽寿の園内)	296-1100	296-9355	足久保、美和、安倍口	4
	9	しげはた 賤機	まるけあ賤機	葵区昭府二丁目7-17	251-7772	251-7773	井宮、井宮北、賤機南	6
	10	あべ 安倍	まるけあ安倍	葵区俵沢38-1	294-8400	294-8411	梅ヶ島、大河内、玉川、松野、 賤機北、賤機中	3
	11	はとり 服織	まるけあ服織	葵区羽鳥六丁目4-3 スニッピル1階	659-8585	659-8587	服織、服織西、南薬科	5
12	わらしな 薬科	まるけあ薬科	葵区富沢1542-46(ラポーレ駿河内)	270-1804	270-1713	中薬科、清沢、大川	3	
駿河区	13	おしかとよだ 小鹿豊田	まるけあ小鹿豊田	駿河区小鹿一丁目1-24(小鹿苑内)	284-0284	284-1286	東源台、東豊田、西豊田	7
	14	やはたやま 八幡山	まるけあ八幡山	駿河区有東二丁目12-10	202-6677	286-9888	森下、富士見	4
	15	おおやくのう 大谷久能	まるけあ大谷久能	駿河区大谷二丁目24-25(シーサイド大谷内)	236-0778	236-0776	大谷、久能	3
	16	おおさとなか 大里中島	まるけあ大里中島	駿河区中野新田349-1(エン・フレンテ内)	280-4970	289-2274	大里西、中島	6
	17	おおさとなか 大里高松	まるけあ大里高松	駿河区登呂五丁目9-22	203-3385	203-3422	中田、大里東、宮竹、南部、 富士見の一部	7
	18	おさだ 長田	まるけあ長田	駿河区みずほ二丁目12-7	268-5080	257-7257	長田東、長田南、川原	7
	19	まりこ 丸子	まるけあ丸子	駿河区丸子二丁目4-16	270-8720	270-8721	長田北、長田西	5
清水区	20	こうほく 港北	まるけあ港北	清水区本郷町5-8 セブンスターマンション1階	371-0296	371-0315	辻、江尻、袖師	6
	21	おきつがわ 興津川	まるけあ興津川	清水区承元寺町1341(白扇閣内)	369-3482	369-5361	興津、小島	5
	22	りょうこうち 両河内	まるけあ両河内	清水区和田島688	343-1515	396-3711	両河内	3
	23	こうなん 港南	まるけあ港南	清水区洪川三丁目8-27 ヴィラエスポワール101	625-6663	625-6652	入江、浜田、清水	6
	24	おかふなこし 岡船越	まるけあ岡船越	清水区船越一丁目1-1	376-6651	376-6652	岡、船越	5
	25	たかべ 高部	まるけあ高部	清水区柏尾387-2(柏尾の里内)	347-5271	347-5273	高部	4
	26	いいたいら 飯田庵原	まるけあ飯田庵原	清水区石川本町5-7	364-6631	364-6681	飯田、庵原	7
	27	まつばら 松原	まるけあ松原	清水区宮加三19-1 エルヴァスB	337-0500	337-0533	不二見、駒越、折戸、三保	7
	28	うど 有度	まるけあ有度	清水区長崎新田296-5	344-7721	344-7730	有度	7
	29	かんばらゆい 蒲原由比	まるけあ蒲原由比	清水区蒲原721-4(白銀すこやかセンター内)	385-5595	385-0017	蒲原、由比	6
			清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	376-0417	376-0416			

重層的支援体制整備事業全体のイメージ図



地域包括支援センター「まるけあ」



○静岡市附属機関設置条例

平成30年3月20日

条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 静岡市行財政改革推進審議会条例(平成15年静岡市条例第24号)

(2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例(平成27年静岡市条例第86号)

(3) 静岡市生涯学習推進審議会条例(平成20年静岡市条例第12号)

(4) 静岡市保健所運営協議会条例(平成15年静岡市条例第162号)

(5) 静岡市精神保健福祉審議会条例(平成18年静岡市条例第37号)

(6) 静岡市食育推進会議条例(平成19年静岡市条例第18号)

(7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例(平成28年静岡市条例第19号)

(8) 静岡市水防協議会条例(平成15年静岡市条例第292号)

(9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例(平成15年静岡市条例第263号)

(10) 静岡市スポーツ推進審議会条例(平成15年静岡市条例第121号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関(以下「新附属機関」という。)の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則(平成30年12月13日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に委嘱される静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の委員の任期は、令和7年7月13日までとする。

附 則（令和6年12月11日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

※該当部のみ抜粋

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・令

5 条例12・令 6 条例20・令 6 条例83・一部改正)

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係団体を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者

令和 6 年度
静岡市地域包括支援センター
運営状況報告書

令和6年度 地域包括支援センター運営状況報告書

令和6年度の静岡市地域包括支援センター運営体制及び4業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）の実績を報告します。

参考 静岡市の人口と高齢化率等

静岡市の人口と高齢化率等

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口	692,374	687,847	680,913	675,610	670,258
高齢者人口	211,284	211,731	210,447	210,272	209,435
高齢化率	30.5%	30.8%	30.9%	31.1%	31.2%
認定者数	40,408	40,448	40,390	41,749	42,334
認定者率	19.1%	19.1%	19.2%	19.9%	20.2%
認知症高齢者(※)の割合	64.8%	65.2%	65.6%	66.5%	65.5%

(※)認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

(各年3月31日現在)

1 地域包括支援センターの運営について

- (1) 30 の日常生活圏域のうち井川圏域を除く 29 圏域で地域包括支援センターを運営
 (城東包括は井川圏域に相談窓口、蒲原由比包括は由比に相談窓口を設置)
 ※平成 30 年度に 25 圏域から 30 圏域へ再編・分割

(2) 運営主体

社会福祉法人 25 センター、医療法人社団 1 センター、
 一般社団法人 1 センター、株式会社 2 センター

地域包括支援センター運営主体

委託先	社会福祉法人	医療法人社団	一般社団法人	株式会社	計
葵区	11	1	0	0	12
駿河区	6	0	0	1	7
清水区	8	0	1	1	10
市全域(計)	25	1	1	2	29

(3) 人員体制

令和5年度において、3圏域の圏域内高齢者人口の増加に伴い、標準配置職員を3人（各センター1人）増員しています。

人員体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配置職員数	153	153	153	156	156

全地域包括支援センターにおいて、年間月延で1863.6人工が必要になるところ、実際に配置された人工は1665.1人工となり、全地域包括支援センターを通して月あたり平均で18.1人工が不足している状況です。

人工数(月延)

令和5年度				令和6年度			
必要人工	配置人工※	不足人工		必要人工	配置人工※	不足人工	
1863.6(年間)	1666.6(年間)	208.4(年間)	17.4(月あたり)	1863.6(年間)	1665.1(年間)	217.6(年間)	18.1(月あたり)

※標準配置人員より追加で配置しているセンターもある

2 地域包括支援センター業務実施状況

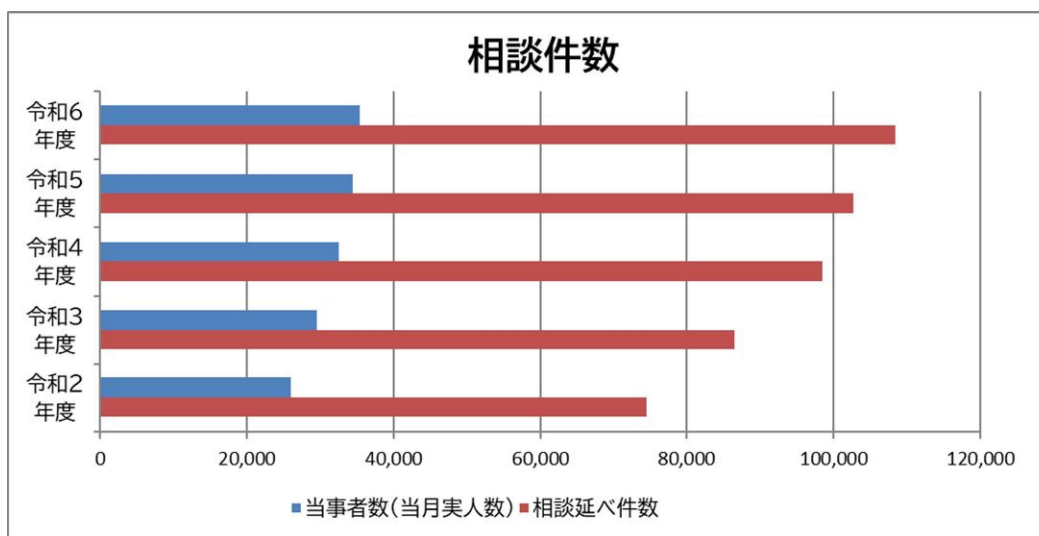
(1) 総合相談支援業務

①年次相談件数の推移

「相談延べ件数」は毎年増加しており、令和4年度から令和5年度にかけては、約4,100件、令和5年度から令和6年度にかけては、約5,700件増加となっています。

相談件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談延べ件数	74,464	86,423	98,518	102,680	108,383
当事者数(当月実人数)	26,056	29,476	32,573	34,380	35,402

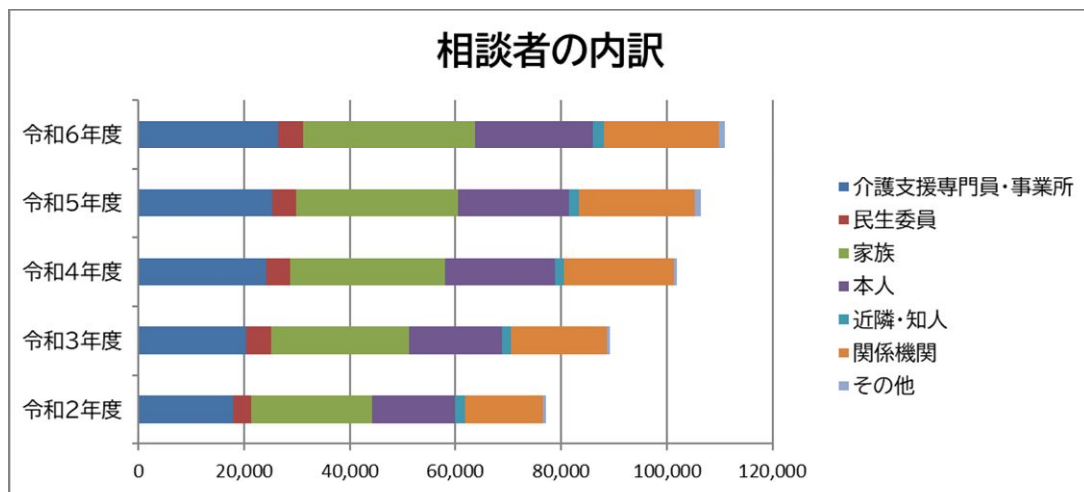


②相談者の内訳（※重複あり）

令和5年度に比べ、「介護支援専門員・事業所」、「民生委員」、「家族」、「本人」、「近隣・知人」からの相談がそれぞれ増加しています。地域ケア会議の開催により、民生委員との連携が取れるようになっていたり、イベントへの参加等によるセンターの周知活動により、地域住民がセンターに相談しやすくなっていることが要因として考えられます。

相談者の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護支援専門員・事業所	17,860	20,335	24,102	25,359	26,488
民生委員	3,401	4,746	4,689	4,487	4,611
家族	23,030	26,096	29,307	30,564	32,691
本人	15,715	17,618	20,685	21,059	22,230
近隣・知人	1,734	1,779	1,806	1,872	2,052
関係機関	14,797	18,116	20,718	22,054	21,842
その他	552	530	570	1,012	986

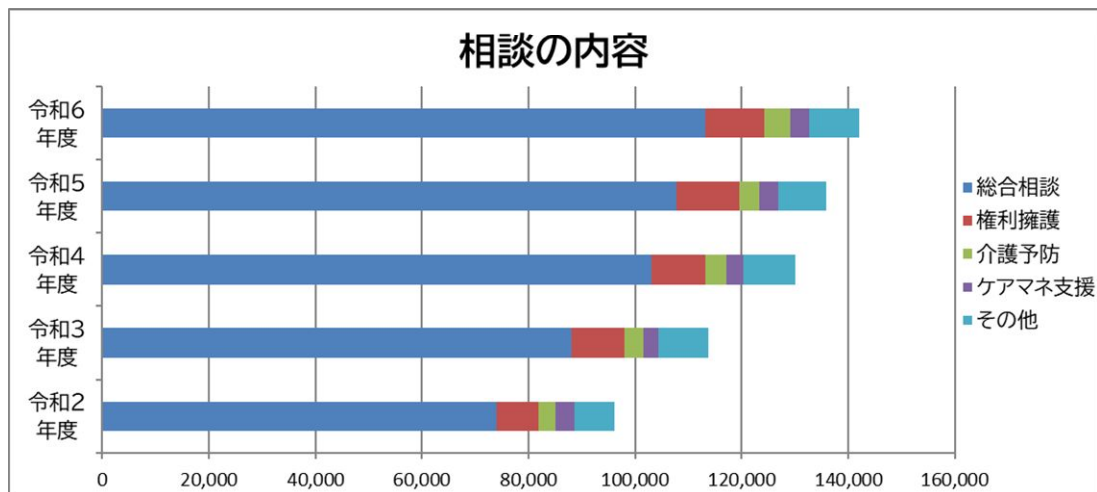


③相談種類別件数（※重複あり）

前年度に比べ、「総合相談」は約 5,300 件の増加、「介護予防」は、約 1,000 件の増加となっています。

相談の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合相談	74,079	88,091	103,087	107,784	113,132
権利擁護	7,835	9,959	10,167	11,752	11,140
介護予防	3,221	3,474	3,957	3,887	4,953
ケアマネ支援	3,450	2,867	3,180	3,451	3,435
その他	7,606	9,367	9,738	9,021	9,372



(2) 権利擁護業務

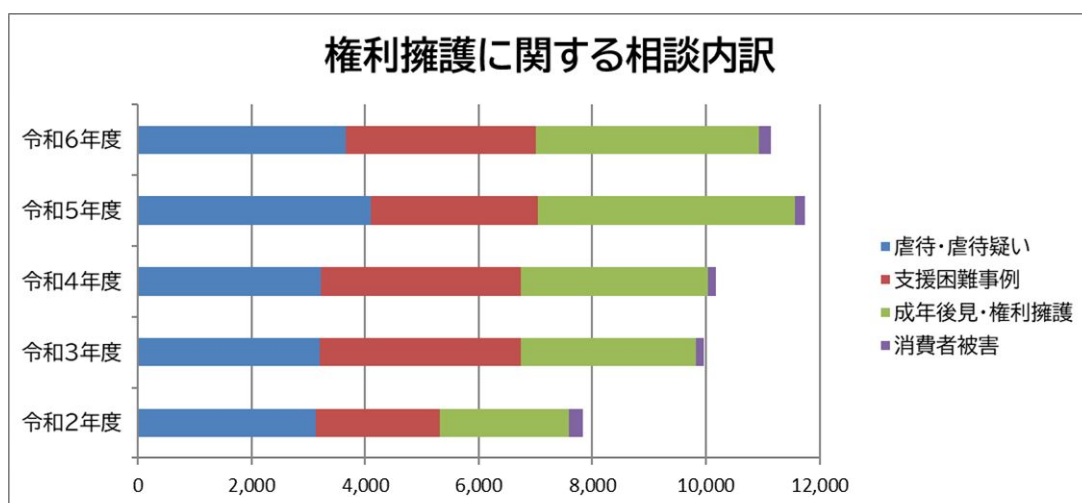
①相談種類別件数における権利擁護に関する相談内訳（延べ件数）

令和5年度と比較して、「虐待・虐待疑い」は、約 450 件、「成年後見・権利擁護」は、約 600 件減少しています。

「消費者被害」は、令和4年度以降、毎年増加しており、令和5年から令和6年にかけては、21 件増加しています。

権利擁護に関する相談内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待・虐待疑い	3,139	3,201	3,219	4,106	3,661
支援困難事例	2,174	3,544	3,521	2,926	3,351
成年後見・権利擁護	2,267	3,081	3,297	4,535	3,922
消費者被害	255	133	130	185	206



（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

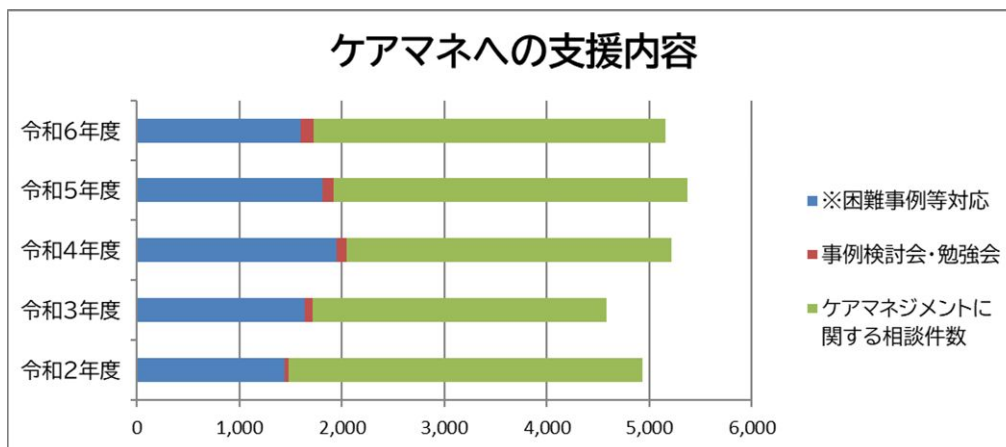
①地域で活動する介護支援専門員への支援

「事例検討会・勉強会」は、毎年増加しています。支援困難ケースについての事例検討会の実施や、関係機関を招いた勉強会の開催等により、ケアマネジャーの資質向上を図っています。

ケアマネへの支援内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※困難事例等対応	1,446	1,637	1,947	1,814	1,599
事例検討会・勉強会	39	79	95	106	123
ケアマネジメントに関する相談件数	3,450	2,867	3,180	3,451	3,435

※同行訪問・担当者会議・訪問面接等による個別対応数



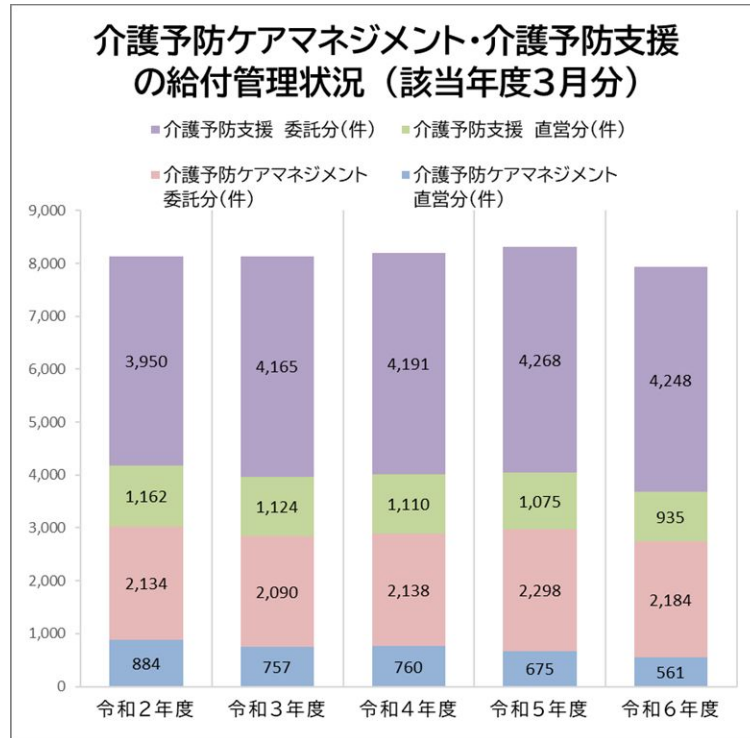
（4）介護予防ケアマネジメント

①当該年度3月分の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の給付管理状況

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援共に、令和4年度から令和5年度にかけて、居宅介護支援事業所への委託分が増加しました。令和6年度は、令和5年度に比べていずれも件数が減少していますが、委託分については、令和4年度と比較して増加しています。

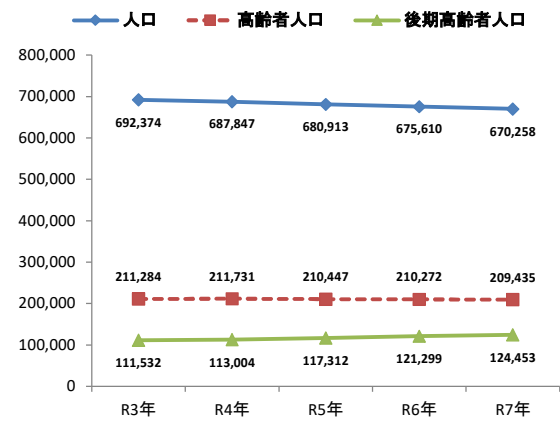
3月分給付管理

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防ケアマネジメント 直営分(件)	884	757	760	675	561
介護予防ケアマネジメント 委託分(件)	2,134	2,090	2,138	2,298	2,184
介護予防支援 直営分(件)	1,162	1,124	1,110	1,075	935
介護予防支援 委託分(件)	3,950	4,165	4,191	4,268	4,248
合計	8,130	8,136	8,199	8,316	7,928

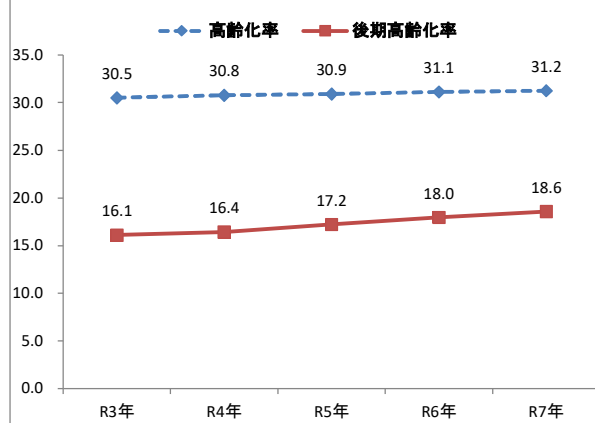


1 静岡市の状況

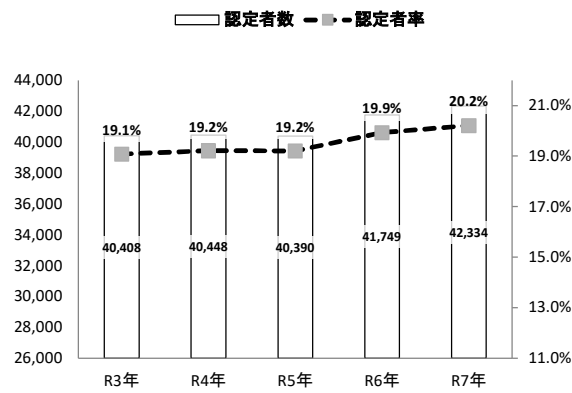
【グラフ①】 人口動態(各年3月末)



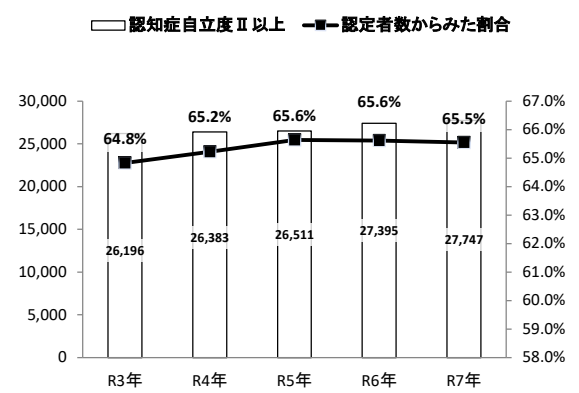
高齢化状況(各年3月末)



【グラフ③】 認定者及び認定率(各年3月末)

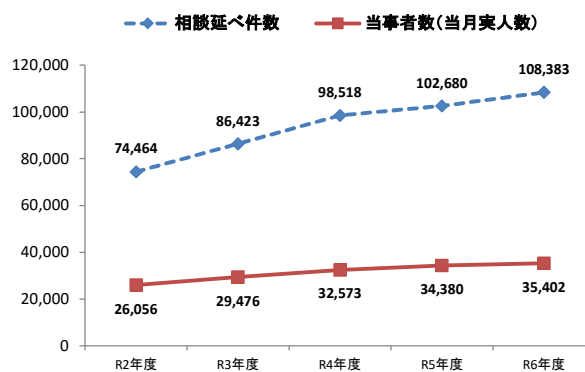


【グラフ④】 認知症高齢者の割合(各年3月末)

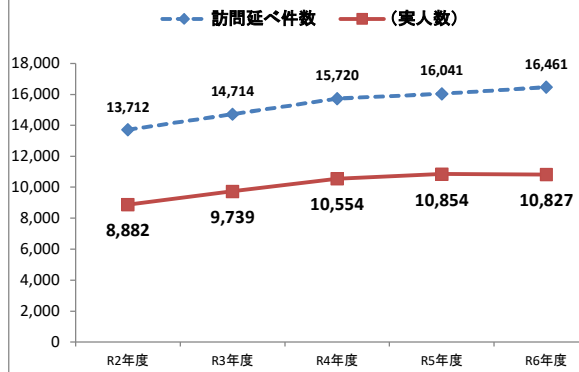


2 地域包括支援センター全体の活動実績

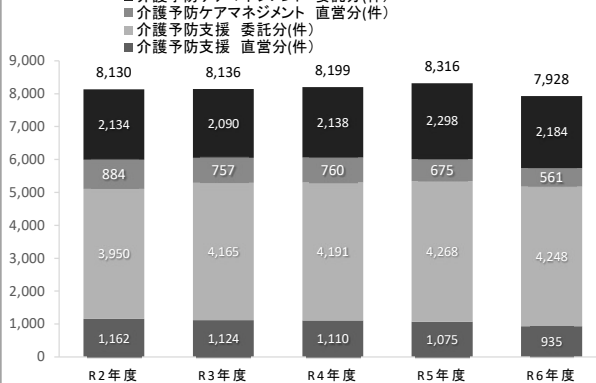
【グラフ①】 相談件数



【グラフ②】 訪問状況



【グラフ③】 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の給付管理状況 (該当年度3月分)



令和 7 年度

地域包括支援センター事業計画等に
係るヒアリング結果について

令和 7 年度地域包括支援センター事業計画等に係るヒアリング結果について

- 1 目 的 市内地域包括支援センター(以下「センター」という。)の令和7年度事業計画及び事業実施状況等について本部職員によるヒアリングにより確認するとともに、必要に応じて改善策を検討し、もってセンターの効果的な運営を図る。
- 2 実施方法 センター長及び職員に対し、各センターを訪問しての聞き取り調査 60 分程度
- 3 期 間 令和7年4月 22 日から5月8日(9日間)
- 4 ヒアリング結果概要(主なもの抜粋)

(1)令和7年度地域包括支援センター事業計画について

全てのセンターにおいて、令和6年度に把握した課題を反映させた取組内容となっており、センター職員の協議・検討により優先順位(重点項目)を設定している。

(2)個人情報の取り扱いについて

個人情報の受け渡し方法(複数回答)

●直接手渡し	29 か所
●郵送	26 か所
●FAX	9か所
●e-mail	12か所
●シズケア*かけはし	25 か所

個人情報の受け渡し方法として、すべてのセンターが直接手渡しにて受け渡しを行っていた。次いで、郵送での受け渡しが多かった。

FAX については、介護保険の主治医意見書の情報開示請求を各区高齢介護課に行う際に利用(市内統一の方法として定められている)、e-mail は各区の高齢介護課と緊急時の対象者の情報のやり取りのために使用(パスワードをかけて送信)していると回答があった。

シズケア*かけはしは、居宅介護支援事業所からの予防プランの受け取り等で使用しているセンターがほとんどであった。

また、すべてのセンターで、個人情報を送付する際には必ずダブルチェックしたり、個人情報受け渡し簿に記載したり等の対策を講じていることが確認できた。

《個人情報保護に関する取組み》

事務事業事故やヒヤリハットが発生した際には、原因の分析と今後の予防策について当該センターと協議し、事例をその都度連絡会にて報告し、注意喚起を行っている。

今年度も4月の連絡会にて、改めて個人情報保護について注意喚起を実施しているが、今後も、事務

事業事故防止のため、連絡会やメール等を活用し、随時注意喚起を行っていく。

また、個人情報の取扱いについて、「静岡市地域包括支援センターにおける個人情報取り扱いマニュアル」を作成し、マニュアルに準じた対応を行っている。昨年度会議資料をメールで関係機関に送る際に、誤って会議資料と一緒に、会議と関係のない個人情報の記載された資料を PDF 化し、メールに添付して送付してしまったという事案が発生したことから、マニュアルに「メールに資料を添付する際の注意点について」を追記した。

(3)地域包括支援センターの周知について

センター周知方法(複数回答)

●センター案内チラシ	26か所
●ポスターの掲示	1か所
●広報誌発行	10か所
●ホームページ	28か所
●SNS	3か所
(SNSの種類)	インスタグラム、LINE、
●その他	7か所

<その他の内訳>

- ・自治会の広報紙に掲載
- ・地区が発行しているカレンダーに掲載
- ・民児協、S型デイサービスや、地域の集まり等に参加し、直接 PR
- ・地域の広報誌に紹介記事を載せてもらっている
- ・センターの電話番号が載ったシールや、携帯しやすいよう保険証サイズのラミネート加工したチラシを配布
- ・地区への戸別訪問

地域包括支援センターの周知方法として、ホームページでの周知や、チラシの配布が多かった。また、チラシの代わりとして、定期的に広報誌を発行していると回答したセンターもあった。

ホームページについては、法人のホームページに情報が掲載されているほか、センター独自のホームページを開設しているセンターもあった。

その他、地域が発行する広報誌やカレンダーへの掲載、地域のお祭りへの参加等、地域の実情に合わせてセンターの PR を行っていた。

≪その他≫

従来使用していたパンフレットに加え、令和5年度に働く高齢者向けの地域包括支援センターのチラシを作製したほか、静岡大学グローバル共創科学部との共同で、一般市民向けのチラシを作製した。生涯学習センターやハローワーク等、様々な施設へ配布している。

シズケア*かけはし 構成図

